

Title	中世法成立期の制符と使庁
Sub Title	The system of law and the Kebiishichô in early Medieval Japan
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.6 (1992. 6) ,p.71- 83
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920628-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世法成立期の制符と使庁

笠原英彦

- 一、はじめに
- 二、院政期の使庁
- 三、「法曹至要抄」にみえる使庁
- 四、制符にみえる使庁
- 五、結びにかえて

一、はじめに

本稿は、中世公家法成立期における檢非違使庁の機能を探究することを目的とする。⁽¹⁾すでに羽下徳彦氏が明瞭に指摘されたように、同期の公家法は、主として「法曹至要抄」、⁽²⁾「裁判至要抄」等の明法家の手になる法書、および十世紀以降折りにふれ発布された一群の官符、⁽³⁾宣言等の制符より構成される。前者に

ついては、「法曹至要抄」の意義をめぐり棚橋光男氏と下向井龍彦⁽⁴⁾氏の見解に相違が存在し、後者の性格についても、水戸部正男氏以来様々な見解が表明されてきた。⁽⁵⁾

しかし、法書について、律令の法源性を認めてその強弁的解釈が繰り返されてきたことや、制符について、武家法との関連性や新制相互の継承関係の探求から、その格系法が中世の政治社会情勢を映し出していることなど、貴重な指摘が累積されてきた。しかし依然として、現実の支配関係における法の機能的側面が十分明らかにされてきたとは言いがたい。

そこで、本稿においては、将来における個別的事例研究の予備的考察を目的として、使庁の機能の検討を通じて、かかる問題についても若干の卑見を述べてみたいと思う。

(1) 檢非違使の研究は、小川清太郎『檢非違使の研究・應例の研

究」（昭和六十三年復刻版、名著普及會）により、制度史および庁例の両側面からの基礎が築かれ、その蓄積はきわめて豊富なものとなっている。しかし、例えば庁例研究の面などにおいては、右書所載の利光三津夫氏の研究により、依然開拓の余地を十分残していることがわかる。利光氏の指摘にかかる鎌倉後期の庁例、すなわち「明法条々勸録」所引の民事判例、「公衡公記」の貴所近辺追捕権にかかる文殿庭中記録などは、中世検非違使の積極的評価を招来するものと云えよう。前稿「平安朝検非違使小考」、〔法学研究〕第六十二巻（第三号）において、とりわけ院政期の使庁をめぐり十分にくせなかつた諸点を念頭に、同期を使庁機能の転換期と位置づける視座を示してみたいと考える。

(2) 羽下徳彦「領主支配と法」（岩波講座日本歴史「中世1」、昭和五十年、岩波書店）。

(3) 棚橋光男「中世成立期の法と国家」（昭和五十八年、塙書房）。

(4) 下向井龍彦「書評『中世成立期の法と国家』」（『日本史研究』二七二号）。

(5) 水戸部正男「公家新制の研究」（昭和三十六年、創文社）。

二、院政期の使庁

前稿において、「院政初期の使庁」なる節を設け、使庁が社会的諸条件の変化に対応して、著しくその職掌を拡大した様相を指摘した⁽¹⁾。しかし、紙幅の関係もあり、「職掌の肥大化」に十分言及できず、大饗亮氏よりその具体性が求められた。そこで、本節では、次節以下の論述の前提として、同期の使庁活動

の内容、就中職掌拡大の背景を考察してみたい。

もっとも、院政期使庁の武力的側面の検討は、井上満郎氏以来多数の見解が表明されている。従ってここでは、軍制全体の性格につき詳論することは避けたいと考える。しかし筆者は、摂関期と院政期の使庁を、同質のもの、あるいは延長線上にあって本質的に同様のものであるとの認識には俄に与しえない⁽²⁾。確かに、使庁の司法権行使が院の強い束縛を受けたとしても、その組織としての独自性が失われたわけではない。

むしろ、院政期において、使庁は一面独自性を獲得しつつあったと言える。それは、とりわけ、平安期を通じて使庁が確立してきた警察権、および社会的権威の側面において顕著であると考えられる。前者については、『中右記』長治元年五月二十四日条にみえる「早可付検非違使庁由殿下所被仰也」⁽³⁾なる認識を経て、同永久二年六月二十四日条の「使庁之事、強不可奏」⁽⁴⁾との白河院の判断を導いたことをもって確認できよう。また、後者については、さらに時代は下るが、応保元年正月に、すでに事実上首都警察権を掌握した平清盛が、使別当就任を希望したことからも容易に想像しうるであろう⁽⁵⁾。

院政初期において、つとに指摘されるのは、京の甚だしい治安悪化、とりわけ僧兵の京都侵攻という新たな事態の発生である⁽⁶⁾。僧兵等の乱行は、検非違使をして武官的性格への転換を招来したのであった⁽⁷⁾。『百鍊抄』は、多く検非違使が僧兵の乱行を鎮圧しえない事実を詳細に伝えており、『源平盛衰記』は武

士の檢非違使への起用を再三指摘せるものである⁽¹²⁾。武断的使庁の生成は、一面独自性の根拠たりえたと考えられる。院が檢非違使を自己の武力に転化したことは事実であるが、その職掌拡大の一貫として、院が檢非違使に権限を賦与した側面も無視できないであろう。安元元年の延暦寺釈迦堂衆と賀茂社の禰宜との相論の処置に端的にみられる如く、院の訴訟裁定権の一部は明らかに使庁に移行しつつあったと言わねばならないであろう。しかし、同期の使庁は大きな矛盾を孕んでいた。無軌道とも言えるさらなる職掌の拡大がそれである。

例えば、京内土地相論についても、すでに使庁が院政後期に裁判権を獲得しつつあり、近時の吉田通子氏の指摘によれば、こうした使庁の民事訴訟管轄権は、その後鎌倉期において確立したと考えられる⁽¹⁵⁾。

また、都の治安を考える上で、従来やや等閑に付されていたのは、多発する火災への対処であろう。勿論、いわゆる「焼亡」をめぐっては、「後清録記」を引く、「清解眼抄」により、同期に大火が頻発し、檢非違使がその警察権を駆使して捜査活動を展開した模様を詳細に把握することができる⁽¹⁶⁾。しかし、「西宮抄」に「檢非違使追捕。火事間不着綏。只卷纓帶弓筋云々⁽¹⁷⁾。」とあるものの、使庁は依然文官色を残していたため、充分な実効性をあげえず、院側の武士や武官檢非違使の出動が要請されたものと考えられる⁽¹⁸⁾。

また、『大夫尉義経長申記』には冒頭、左の如き記事がみら

れる⁽¹⁹⁾。

可令向市塵人結番事。

一番。康綱朝臣。久光。基広。

明基。奉行。兼康。

二番。兼綱朝臣。季貞。清重。重成。

三番。章貞。盛澄。信盛。資成。久忠。

四番。仲頼。信盛。資成。久忠。

右市塵雜物沽価法。被截去八月卅日官符。兼又高価之輩。不恐嚴制猶以違犯。宜令檢非違使等五箇日一度分番。向東西市可令勘糾違法之由。同九月十九日被下宣旨畢（略）。

右は、治承三年十月二十六日に下されたもので、執行は別当宣によるとされている。すでに使庁は主として平氏の掌中であり、さらに経済警察の面でも権限の拡大がみてとれる⁽²⁰⁾。同書によれば、義経が檢非違使に補された頃には、使庁管轄諸事を記した「使庁行事目録」なるものが存在した如くである。

こうした職掌の拡大は、近時の研究では、交通路や流通経路の確保のために、河や路の管理といった従来国司や京職の権限であったものまで接収するに及んでいる⁽²¹⁾。また、さらに使庁は、穢の除去を目的に、神社や四至内の葬送や死体遺棄をも監察し、その責任の追及をも職掌に加えていたのである⁽²²⁾。

こうした職掌の拡大はいかなる背景の下に進行したのであるうか。

『中右記』天仁元年九月二十日条にみえる「檢非違使行重御掬

之頓宮地從今日儘可令守護之由召仰子」は、檢非違使が大嘗祭に際し河原の掃除にあたり、これをもって「守護」としたことを示している。こうした職掌の拡大は、中原俊章氏によれば、十世紀頃を境にみられるが、檢非違使が儀式的宗教的内容に關与することが広く承認されたためと考えられる。その背景には、彈正台や京職の職掌をこのころ代替しつつあった使庁が、広く社会秩序の維持にまつわる種々の行政権をも併せ具備するに至ったものと考えられる。

長寛二年十月の官宣旨には、使庁下部、放免が遺体の処理に從事することが公然と認められ、すでに疫病流行により屍が道路を塞いだとする正暦年間の『本朝世紀』所載の記事は、これらが看督長のもとに日常的に処理されたことを端的に示している。⁽²⁴⁾ これらの権限は、従来衛士の職掌上にみえ、また京内道路の清浄は京職の管轄下にあった。平安中期には、こうした権限が檢非違使庁にはほゞ移管され、院政期にはおそらく使庁の下でごく日常的な職務として執行されるに至っていたものと思われる。⁽²⁵⁾

以上より、平安中期までに彈正台、京職、刑部省など既存の官司が現実社会への適応力を欠いて衰退したこと、檢非違使がやむなく接収した職掌がその付随する職掌にまで及んだこと、また同期の使庁が撰関家と密着し儀式や身分秩序維持といった朝廷の形式主義の一翼を担ったこと、等々が使庁の職掌肥大化の背景として考えられるであろう。

前稿でも若干指摘した如く、院政期の使庁は一大展開期を迎え、武断的性格に加え、独自性を帯びるとともに、政事多端を極めたのである。このことは、次節以下にみる院政期の法書において如何に看取されるであろうか。法書と現実との対応關係や同期の公家新制の内容検討の前提として、かかる作業は一定の有効性をもちうるように思われる。

- (1) 拙稿「平安朝檢非違使小考」、『法学研究』第六十二卷第三号。
- (2) 大饗亮「書評」、『法制史研究』40、二五三頁—二五五頁。
- (3) 井上満郎「院政政権の軍事的構成」、『史林』第五五卷三号、安田元久「院政期における中央軍制について」、『学習院史学』第十二号が先駆的業績であるが、その他にも、直接間接に檢非違使の武力を扱った論考は多い。
- (4) 大饗亮「律令制下の司法と警察」二〇七頁—二一五頁。
- (5) 経忠がこのとき院に召されたのは、御廩舎人則松と春日神人との關連の処理のためである（『中右記』二、増補・史料大成）三、五八頁。
- (6) この日、宗実は退出途上に再び召され、「別当只相量可沙汰、先ニも子細不奏也」なる下知を受けたのであった（『中右記』四、三一九頁）。
- (7) 天仁年間より保延年間頃に及ぶ『中右記』や『長秋記』にみえる、僧兵乱行の鎮圧、ないしは海賊制圧の關連記事の多くには、檢非違使と並立する形で源平の武士団の動向が叙述されており、「天下弓兵之士」や「武勇之輩」の活躍が確認される。やがて、これらが清盛が統括してゆくが、依然檢非違使別当の地位は、首都警察の長として彼にとり權威の意味をもちえたと思われる。

- (8) 前掲拙稿参照。
- (9) 僧兵の乱行が検非違使に与えた影響については、前稿でも指摘し、これが同期における使庁の自律性確立に一定の寄与をなしたものと推量される。「悪僧」関連記事は、『中右記』、『愚管抄』、『百鍊抄』等に夥しく散見するのは周知の如くである。
- (10) 全般的な同期の検非違使の官人構成については、満富真理子「院政と検非違使―その補任より見たる―」、『史淵』一〇四号に詳し。
- (11) 『百鍊抄』にみえる代表的事例としては、石清水八幡宮と山門大衆との騒擾が挙げうるが、この際検非違使は充分な対応ができません。悪僧の力量をまざまざとみせつけられたのであった。
- (12) 『源平盛衰記』には、武士が検非違使の尉に補されることが恒常化してゆく様が随所に記されている。
- (13) 『百鍊抄』安元元年八月二十四日条。
- (14) 吉田通子「鎌倉期、使庁洛中政治支配の一考察」、『法学研究』第六十四巻第一号、利光三津夫教授退職記念号。
- (15) 小川前掲書参照。
- (16) 安元三年の大火では、検非違使官人宅もその犠牲となり、武人の動員が要請されたのであった（『後清録記』、『清解眼抄』、『群書類従』巻第百八）。
- (17) 『清解眼抄』、寛平五年十二月五日、右看督使近衛別有輔の奉じた散斎失火奏事、その他雑例が引かれている。
- (18) 註(13)に引かれた事例では、平康頼、平資行らの名がみえる。
- (19) 『群書類従』巻第百八所載。
- (20) 沽酒法については、脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』（昭和四十四年、御茶の水書房）四七頁以下に詳しいが、検非違使が経済警察の側面から、物価統制により、社会秩序維持の機能を果

たしていたことが知られよう。

(21) 中原俊章「検非違使と「河」と「路」」、『ヒストリア』一〇五号。

(22) 丹生谷哲一「検非違使―中世のけがれと権力―」、昭和六十一年、平凡社。

(23) 中原前掲論文、三一頁。

(24) 『平安遺文』三三二―には、「使庁下部等乱入」等の指摘がみえ、「夜行」が副産物を生んでいる現実すら窺える。

(25) 職員令、軍防令、統紀から、早くに京中の警邏に必要な人員と機能が確保されていたものと考えられる。

三、「法曹至要抄」にみえる使庁

上述の如く、院政期の代表的法書「法曹至要抄」については、棚橋氏による基礎的研究が知られている⁽¹⁾。同氏は、かかる法書を平安後期成立と説く⁽²⁾が、筆者は、同書を院政期の明法活動が鎌倉初期に集積された注釈集と理解するものである。その論拠を本稿でふれるいとまはないが、明法道研究に示された法曹官人の活動歴等からも裏付けられるところである⁽³⁾。

「山槐記」にみえる検非違使としての坂上明兼の日乘等明法家としての高度の学識は、いわば「法曹至要抄」集積の出発点を示すものであり、その後の勘文が権威化された明基流の下では⁽⁴⁾完成をみた⁽⁵⁾と推定される。

「法曹至要抄」一四条一七七項目のうち、ここでは本文所引の

典拠として庁例が挙げられるもの、ないしは使庁活動に関連する項目を検討することにした。それは、左に掲げる罪科条十三例、禁制条六例、出挙条一例、計二十例であり、以下逐条的検討を試みてゆくことにする。

〔罪科条〕

- (1) 神事違例事
 - (2) 關入事
 - (3) 故殺事
 - (4) 謀殺事
 - (5) 鬪乱闘權事
 - (6) 強窃盜事
 - (7) 勾引人事
 - (8) 放火事
 - (9) 私事越度事
 - (10) 拒国郡以上使事
 - (11) 僧尼行事違犯事
 - (12) 失囚故縱事
 - (13) 追捕事
- 〔禁制条〕
- (14) 兵杖事
 - (15) 私飼鷹鷂事
 - (16) 染摺成文衣袴事
 - (17) 雜衣服雜具禁制并聽許雜物事
 - (18) 鞍具并鞍等事
 - (19) 乘車馬并畧騎事

〔出挙条〕

(20) 錢貨出挙以米升時一倍利率

罪科条においては、ほとんどが職制律、賊盜律、鬪訟律などの律を一応典拠としつつも、実際には、庁例が適用されている。また、禁制条においては、一部律令に典拠を求めものも存在するが、その多くは弾正式に依拠しているのが現実である。

罪科条の傾向としては、一般的に刑政の現実化、軽減、簡便化がみてとれる。例えば、冒頭の神事違例事では、祭祀等行事に失錯があったり、儀式に違失があった場合には、職制律祭祀朝会待衛条が適用され、笞五十が科せられるが、実際には「若犯過之人可免此科」としつつも、庁例により「有位有職之人。若罪条不明之類。令候散禁。若凡下之輩見決放免」なる現実的処置が施されたのである。

次なる關入事⁽⁹⁾についても、冒頭に衛禁律の規定を載せた後、「案之。禁獄舍之類也。雖不令着鈇最可禁固。但醉乱迷惑之類。能糾問其情。事有実。暫便所追放。亦使庁之例也。」との現実的対応が加えられている。

続く故殺事、謀殺事、鬪乱闘殺事といった言わば暴力的犯罪については、それぞれ鬪訟律や賊盜律の規定を掲げながら、やはり実際には庁例が形成されてきた。故殺については、最高刑斬であるが、周知の如く、保元年間まで朝廷は死刑停止の方針を堅持してきたために、「案之⁽¹¹⁾。罪重。近代之例。依無刑部省

断於使庁禁獄」なる便宜的措置が講じられたのであった。謀殺について、同書は一応「依非使庁之所掌」としつつも、「任例下獄舎畢。是臨時行來例也。」なる扱いをなしている。これは、あるいは檢非違使式に規定を欠いたがためではなからうか。最後の闘乱闘殺であるが、「成闘亂犯使庁任意可掌」と明確な案文がみえ、さらに従来の刑部省の職掌が漸次代替せると、闘訟律規定の流罪以下の処置についても、「是使庁積習之例也。非法条之所指。」と言いつ切っている点が注目されよう。⁽¹³⁾すなわち、闘乱闘殺が実際に洛中において多発し、檢非違使の武力により摘発された事例のこれまた多数にのぼることを反映したものと云わねばならないであろう。「積習之例」は「法条」をも破ったのであり、とりわけこの部分については、律令の強弁的解釈をすでに超えて、慣習法を容認していることが明瞭である。

檢非違使庁が、院政期においても依然有力な京守護のための武力であったことは否定しがたく、よって上掲のうち、とりわけ強窃盜事、放火事、追捕事はかかる観点より注目に値しよう。「触類多端」なる盜犯の属は、対問の後、軽罪は散禁、重罪は「令候獄舎」ことが、「使庁之流例」となっていた。⁽¹⁴⁾平安期を通じて多発した放火についても、本来雑律は死罪を命じているが、⁽¹⁵⁾「使庁之流例」は獄舎、散禁をもって応じ、死罪囚については別当より奏聞すべきとしたが、これも次第に行われなくなったとされている。一方、警察権執行の中核をなす追捕については、

すでに檢非違使式が確立、適用された如くである。⁽¹⁶⁾

以上にみたように、刑事事件処理にあたる罪科条の多くは、都の治安維持に不可欠なる項目を主とし、その多くは庁例、使式をもって対応するのが実際の姿であったと言えるであろう。

次に、禁制条であるが、最初の兵仗事はやや他の事項と性格を異にし、治安維持政策的側面が濃厚である。また、擅興律が徵発兵士の数量に応じて量刑を定めているのに対し、ここでは貞観九年六月二十日の宣旨等までの法改正を受けて、身分による処罰の差異を指摘するにとどまっている。結局、「若檢非違使糾得申別当随仰行而已」と使庁の裁量に委任されていた如く考えられる。

私銅鷹鷲事以下の項目は、風俗、身分秩序維持を目的とする事柄であり、前項目をも含め、多くは弾正式を典拠としているのが特色である。これらの事項に共通せる点でとりわけ注目すべきは、やはり後の制符に連なる過差の側面が強く意識されていることであろう。例えば、鞍具并鞞等事では、「有着件制物之輩。檢非違使直破却。」とした後、明確に「無職無蔭之類見決至于有職高位者強不科罪者。」と身分的差異が確認されている。乗車馬并累騎事の場合も、非色之輩には違式罪が適用されるが、有位有蔭の者には妄りに処罰することを禁じ、「令候使所懲將來。」を庁例として挙示するものである。使庁が、彈正台の職掌を代替する中で、身分秩序維持の実行機関としての性格を深めていったことが確認される。⁽¹⁸⁾

以上、「法曹至要抄」中の使庁関連事項を検討してきたが、刑事政策における使庁のもつ現実的かつ便宜的方針が慣習的に確立し、平安期を通じて形成されてきた独自の身分制秩序が同使庁により維持されんとした実態を垣間見ることが出来る。使庁の機能に関する限りにおいて、「法曹至要抄」が院政期法秩序を投影して、中世法における検断、過差の側面にも継承される可能性をもっていることがほぼ確認できたように思われる。この点につき、次節においてさらに制符にみえる使庁の機能を対象としたい。

(1) 「法曹至要抄」に関する研究としては、坂本太郎「法曹至要抄とその著者」(同『日本古代史の基礎的研究』下、制度篇、昭和三十九年、東京大学出版会)がその出発点となっており、同書成立事情については、ほぼこれに従いうると言えよう。

(2) 棚橋氏は、「法曹至要抄」の成立について、「その原型は、天永二年(一一一一)から久安三年(一一四七)のころまで明法家として活動の徴証があり、長承二年(一一三三)前後に明法博士にして大判事を兼ねた坂上(中原)明兼、およびかれに直接先行する時期の諸明法家の法解釈が層位的に堆積して成ったものと考えられる。」とされた(棚橋前掲書、一一二頁)。

(3) 利光三津夫『統制令制の研究』(昭和六十三年、慶應通信)第四章参照。

(4) 『山槐記』治承三年正月廿日、「明兼記」逸文。

(5) 利光氏は、前掲書において、「法曹至要抄」中巻所載の「銭貨出挙以米弁時一倍利事」が建久四年七月四日付、並びに同年十二月二十九日付(弘仁十年五月二日格)宣言に着目して、同書成立を坂

本氏同様鎌倉初期に求めている。

(6) 弾正式は全一六一一条よりなるが、官人の綱紀粛清に関わる条文がその中核を構成している。弾正台自体の職掌からいっても、これは自然の成り行きであろう。弾正台は本来、令制下にあっても官吏の不正摘発といった糾弾機能が当初は中心であったが、平安初期までには、その主たる機能は礼教に移り、儀礼司的存在と化した(拙稿「律令政治と弾正台―奈良朝を中心として―」、『法学研究』第六十一巻第五号)。

(7) 拙稿「平安朝検非違使小考」(『法学研究』第六十二巻第三号)においても言及したが、九世紀末より十世紀中葉にかけて、使庁は漸次弾正台の職掌を接収していったと考えられる。朝服の禁色等儀礼面の禁察は、式条では弾正台の職権とされていたが、『政事要略』等に散見される官符等が示す如く、実際には検非違使の手により執行されたことが確認されている。

(8) 職制律祭祀朝会侍衛条は、祭祀、朝会等において言辞喧嘩を極めたり、参列者が乖違した場合の処罰規定であり、使庁の礼教機能が如何なく発揮される場であったものと考えられる。

(9) こうした寛刑化ともとれる措置が現実になされたのは、前掲拙稿でも指摘したように、使庁の政事増加や官人の怠慢等が原因であったものと考えられる。何故ならば、十一世紀の代表的日記である『春記』の伝える史実は、使庁をして厳罰主義にこそすれ、寛刑主義を選択せしむるとは到底考えにくいからである。すなわち、『春記』長久元年五月の数日条に、後朱雀天皇が女房らとともにあるとき、窃盗が大殿に闖入し、錦御衣等をとったが、滝口等も捕らえるに至らず、翌日検非違使の搜索を受けたことが記されているからである。こうした宮中への侵入は、平安期を通じて多発しており、情況に照らしたとき、刑の軽減を志向した理由は上記の他には考えに

くように思われる。

- (10) これら都の治安を脅かす事犯については、小川前掲書参照。
- (11) 朝廷と使庁上層部、使庁下層部の間には、刑政をめぐることなる志向が存在したように思われる(前掲拙稿「平安朝検非違使小考」参照)。
- (12) 使式に関する労作に、森田悌『検非違使式』の研究(山中裕編『平安時代の歴史と文学、歴史編』、昭和五十六、吉川弘文館)がある。
- (13) 慣習法としての庁例の性格については、小川前掲書第一章参照。
- (14) 平安期における庁例の量刑については、大饗亮『律令制下の司法と警察―検非違使制度を中心として―』(昭和五十四年、大学教育社)、一―六頁―一―八頁を参照。
- (15) 応天門の変等宮門放火は頻発したが、その実態と使庁の対応については別稿に譲る。
- (16) 追捕をめぐる弾正台と使庁の関係については、『続日本後記』承和六年六月六日のかの有名な勅に示されたように、武力を保持せる使庁に執行が任されたのは当然と言えよう。
- (17) 天平勝宝九年六月九日付勅、天曆八年十一月三日付宣旨、天延三年三月一日付官符等にみられる。
- (18) 前掲拙稿「平安朝検非違使小考」参照。
- (19) 右稿でも若干論じたが、使庁の科刑方針については、その背景をめぐりさらなる検討が肝要であろう。
- (20) 「法曹至要抄」の性格をめぐる棚橋氏と下向井氏の論争については、本稿での検討からは、棚橋説を支持したいと思う。下向井氏は、前掲の書評中羽下氏の指摘を引かれたが、慣習法の理解に疑問の余地なしとしない。

四、制符にみえる使庁

十世紀以降、数十条にも及ぶ官符、宣旨、官宣旨の形態で発布された制符については、三浦周行氏に始まり、水戸部正男氏による体系化⁽²⁾、羽下徳彦氏による性格規定を経て、その後十分な理解の深化が進められてきた。制符が朝廷あるいは院の意思と権力とを背景として、支配の法として成立し、中世公家法の基礎となることは何ら疑問の余地はない⁽⁴⁾。しかし、その現実社会との対応関係や法の機能的側面の理解については、依然諸説一定していないと言わねばであろう。新制研究の出発点とも言える水戸部氏の研究では、新制とはむしろ旧法なのであって、「律令的政治の復活強化を意図した」⁽⁵⁾朝廷による、「実は復古的思想に基づく立法にすぎなく、実施面を考えると、法だけが存在しながら、社会的には少しも効果があがらないというのが実情ではなかったか⁽⁶⁾」と、機能的側面に消極的評価を与えられている。果して、こうした理解は制符全体に妥当するものであるうか。そこに社会政策的意図を読み取ることは不可能なのである。本節では、使庁の活動を念頭に置きながら、制符の機能的側面に若干の考察を加えようとするものである。

ここで注目するのは、保元、治承、建久の制符である。これまでも指摘されてきたことではあるが、建久 I、II 令が前二者を部分的に継承する形で、一つの到達点を示していると言えよ

う。建久I令がすでに、「可令京畿諸国所部官司擡進海陸盜賊并放火事」の条で「抑度々雖被仰使庁、有司怠慢、無心糾弾」なる現実を投影しているが、検非違使を中心⁽⁷⁾に考察するとき、とりわけ「朝廷による都市民支配」⁽⁸⁾としての性格を有する建久II令が重要であろう。

建久II令において、使庁の機能にかかわる部分、すなわち使庁がその指令対象機関ないしは執行機関に想定されたと覚しきものを挙げれば、少なくとも次の諸条が挙げられるであろう。

- (1) 諸社奉幣使以下外記役勤仕輩抽賞
- (2) 衣服員数・服飭過差
- (3) 賀茂祭使齋王笠車・従類装束過差
- (4) 諸祭使・行事官供奉人員数
- (5) 諸人所従過差
- (6) 諸司三分・諸衛官人以下所従騎馬
- (7) 京中諸保夜行督励
- (8) 獄中非違檢察
- (9) 獄囚米・官田地子催勤
- (10) 悪僧武家所屬禁制
- (11) 奴隸勾引・売買禁制
- (12) 隣里雜人群飲射の禁制
- (13) 在家寄宿輩注進督励
- (14) 不居在家点領・道路耕作禁制
- (15) 道橋修補・道路洒掃督励
- (16) 病者・孤子遺棄禁制

(17) 私出挙利制限

(18) 殺生禁断・京中寺社近辺鷹鷄飼育禁制

(棚橋氏分類による)

(1) から(6)は、朝廷の身分秩序維持を目的とする「神仏事・過差禁制」であり、(7)以下は朝廷の洛中支配の法と分類できよう。ともに、使庁を要として京都市中の社会秩序保持を目的としていることは間違いないであろう。⁽⁹⁾

(1)「諸社奉幣使以下外記役勤仕輩抽賞」は、奉幣使以下、藏人、式部省、民部省の丞らとともに検非違使があつた外記役の褒賞制度であり、⁽¹⁰⁾検非違使が弾正台の下で次第に兼帯してきた祭祀にかかわる職務の一端を示すものといえよう。⁽¹¹⁾

(2)「衣服員数・服飭過差」は、微に入り細に入って衣服、調度品等の風流を規制する条文である。対象は諸人及び僧侶である。禁色等に見られる執拗なまでの規制は、その対象が六位以下の者を想定しているだけに、朝廷の權威主義が身分秩序の名の下に露呈されたものと考えられる。こうした過差をめぐる諸規定の運用は、主としてこの頃使庁が担っていたものと推定される。⁽¹²⁾前節にみた「法曹至要抄」禁制条における庁例と同様、使庁の身分秩序維持のための職掌拡大を反映していると言わねばならない。六位以下の官人の綱紀は、主に弾正台の監督下に使庁の所管事項として恒常化していったのであろう。⁽¹³⁾

(3)以下(6)に至る過差停止も、下級の者が過ぎたる衣装、調度を具備した場合の禁令であり、使庁が何らかの形で関与し

た可能性がある。

一方、(7) 以下の洛中支配の法は、使庁が指令機関と考えられるものを中心とする。(7) 「京中諸保夜行督勵」は、直接使庁の指令事項ではなく、「仰所部官人等」としているが、「坊長緩而不糺」なる点から京職の機能低下は確実で、使庁の活動を想定することに無理はなからう。

(8)、(9) は、「可令法家檢非違使毎月檢察獄中非違事」および「可令催勤獄囚米・官田地子事」とあり、かねて弾正台がその職掌としていた獄中非違の檢察が使庁の管轄下に移り、官田からの獄囚米の徴収も請け負うこととなったのである。すでに「法曹至要抄」においても、「失囚故縦事」が庁例となっている経緯からして、使庁が獄囚の管理一般にその機能を拡張していたことがうなづけるのである。

(10) 「悪僧武家所屬禁制」は現実の悪僧の活動を前提とした立法であり、「若有強犯者、宜仰本寺師主及武勇之輩檢非違使相共不日追捕」との処置がとられた。檢非違使が、常日頃から「悪僧ヲ逮捕」する様は、「兵範記」などに散見されるところである。

(11) 「奴隸勾引・売買禁制」は、前掲「法曹至要抄」罪科条「勾引人事」の条に、「案之。勾引人之罪。若為奴婢之類者比強窃盜。若為凡人者随刑可処徒流之科。如此類。使庁之例」とみえ、使庁管轄権の確立を認めることができよう。

その他の条文のうち、特筆すべきは(14)(15)(16)の道路

法である。同三条は、ことの性格上よりみて、京職が中心となつて関与すべき事柄であり、これに弾正台および使庁が加わつたものと考えられる。「仰、已上彈正加檢察使庁糾非違、其中京職改道橋之修補」とある如く、三者の役割分担が想定されよう。「法曹至要抄」は「出棄路頭病人及小児事」につき、彈正台式を引き、「京畿内百姓出棄病人事。宜(早)下知令加禁制、如不遵改猶違犯者。五位以上注名申送。六位以下不論蔭贖。決杖一百」とみえることからすれば、台指揮下に檢非違使が行刑に関与したと考えるのが妥当であろう。

少なくとも道路法の運用は、この頃すでに使庁の活動なくして実効性を担保しえなかつたと考えられる。正暦年間には早くも檢非違使が看督長をして京中死人の除去にあたらせており、長和年間にも使官人に仰せて京中の死人の掃清に向かわしめて(21)いる。また、大治年間にも、諸社中の不浄につき檢非違使が動員され、死体の除去がなされている。

これは、上述の穢れと清めをめぐる使庁の職掌拡大として理解されるものであり、現実には社会荒廢の修復が使庁の双肩にかつた、いわば現実対応型の処置である。従つて、ここに明確な社会政策的意図を認めないわけにはゆかないであろう。

道路法は、ここに至つて、その執行機関を京職から檢非違使に事実上転換したものとみなすことができるのではあるまいか。この点、京職の側からの接近も必要となつてくるであろうが、稿を改めることとしたい。

- (1) 三浦周行「新制の研究」、『日本史の研究』新輯一。
- (2) 水戸部前掲書参照。
- (3) 羽下前掲論文では、新制について、「律令の修正補足というよりは、儉約的な内容を含む政治姿勢の表明」とし、法書との関係から、「支配者内部の規制」の側面が強調されている。律令制復古を新制の主眼とみる水戸部氏の理解とは大きな隔りがある(羽下前掲論文、一七五頁—一七八頁)。
- (4) 院政期を法体系の画期とみる棚橋前掲書、VI、「院権力論」参照。
- (5) (6) 水戸部前掲書、九八頁—九九頁。
- (7) 建久I令は、新立荘園の停止、新規国免荘設定の禁止を初めとして、寺社神人悪僧乱行の禁圧等々、朝廷が諸権門を支配しようとする政治的宣言の意味が強く、つづく建久II令の内部規制とは相互補完的關係にあると思われる。建久I令の中で、本論との関係から注目されるのは海陸盜賊及び放火への規制であり、この点について、検非違使は充分な対応をなしておらず、そうした治安維持体制の弱体が頼朝の諸国守護権を求める申状を院側が受け入れた現実的背景とする佐々木氏の見解は示唆に富む指摘である(佐々木文昭「公家新制についての一考察—保元元年新制から建久二年新制について」)。
- (8) 羽下前掲論文、一七七頁。
- (9) ここで付言すべきは、検非違使自身の過差停止である。『中右記』永久二年七月十五日条の裏書には、白河院政の頃に、天下に過差が激増し、院の近習も含め使庁による過差停止の対象となった様子がわかれる。賭博や装束の禁制も、以前は彈正台の所轄事項であったが、この頃には使庁がその執行にあたった如くである。
- (10) 水戸部前掲書、一一〇頁以下。
- (11) 外記は『玉葉』によれば、一時定員を四名から六名に増員する
- など、政事の増加に対応してきたが、この頃には他の所部からの流入が恒常化し、検非違使もその一端を担うに至った。
- (12) (13) 以前にも若干指摘したように、彈正台と検非違使との関係は九世紀末から十世紀を通じて変容したように考えられる。官人社会において身分秩序維持の観点より重要な朝服の禁色をめぐるのは、『続日本後記』所載承和五年十二月十日の彈正台奏や、『日本文徳天皇実録』所載斉衡三年四月二十二日の彈正台奏は、彈正台に糾察機能をも認めているが、『政事要略』寛平三年十一月五日の条や『朝野群載』長保二年六月五日の条からは、同禁制が「使宣承知依宣行之」とされている。
- (14) 『小右記』長元四年一月二十三日条では、「保夜行者搦捕嫌疑者二人、即刀禰等付検非違使守良」とみえ、保刀禰が本来の京職より離れ使庁の配下に組み込まれたことが確認できよう。同制度の全般的把握は、五味文彦「使庁の構成と幕府」に詳しい。
- (15) 『中右記』永久二年七月六日の条には、「重時、行重、明兼等来、獄直愷可令勤之由仰了、令逃去囚人下部等給獄了」とみえる。脱獄は頻発していた如くである。看督長や使庁下部が直接囚人監視にあたったのであるが、諸事多端のため、或いは獄舎老朽のため、脱獄は後を絶たなかったと考えられる。
- (16) 一例を挙げれば、『兵範記』保元二年二月二十七日条参照。
- (17) 賊盜律以来、「略奴婢」は「強盜」をもって論じ、「和誘」は「物盜」をもって論ずるとした認識は、ここでも一貫している。ただ、庁例では「令候獄舎並政所屋」との処置に落ち着いている。
- (18) 集解により京職は、木工寮等とともに津橋道路の修理にあたるが、同時に儀式に際しての掃除が重要な任務とされていた。しかし、こうした職掌は、『政事要略』所引の貞観九年三月七日の「小史大春日安永の仰せとして、「京中諸人、捨男兒於道路頭遂為犬鳥見害

喫、是即職吏之不治、人民之不仁、宜檢非違使每見此事召当条領並町長等重加勘当俾送居施薬院」とあり、使庁の管轄に移行したと見做すことができよう。

(19) こうした措置は、確かに儒教主義の發露として説明できようが(虎尾俊哉『延喜式』、一九七頁)、儀式や賓客への配慮から要請された側面もあったであろう。

(20) 『本朝世紀』正暦五年五月三日条。

(21) 『小右記』長和四年四月十九日条。

(22) 『中右記』大治二年十一月六日条。

五、結びにかえて

以上、本稿では、中世公家法成立期における使庁の活動を検討し、それが同期の代表的法書「法曹至要抄」および同期の公家新制に如何に投影されているかを確認してきた。

院政期の檢非違使庁は、一方で院の統制下に警察權と社会的權威を獲得し、他方訴訟裁定權、焼亡活動、經濟警察、道橋管理、穢れの除去など多岐にわたる職掌に関与するに至っていた。一言でいえば、職掌の肥大化と評価できるであろう。この背景については、本論考のみでは到底論じ尽くすことはできないが、きわめて現実の要請からくる止むをえざる現象として理解することができよう。

こうした使庁の機能は、「法曹至要抄」では、罪科条、禁制条を中心に中世法における検断的あるいは過差的部分に取り込

まれていることが確認された。また、制符は、過差的部分と洛中支配の部分で現実の使庁活動を前提とし、法の機能的側面をみると、そこに社会政策的意図を看取することができる。

棚橋氏の求める「公家新制と『法曹至要抄』との論理連関の把握」については、使庁の機能に関する限り、上記の如く、部分的相互關係が確認しえたものと考ええる。

本稿は、あくまで当該期の法と使庁の関連性を若干俯瞰的に検討したにすぎず、今後使庁活動の背景や院政期の法体系について、個別事例的研究を行うことでより緻密な実証が課題とされるであろう。

(1) 棚橋前掲書、一五九頁。